

2022年5月16日

関係機関 各位

公益社団法人 北海道社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ北海道
センター長 出町 勇人



社会福祉士がおこなう任意代理契約についての当会の対応について

昨今、成年後見制度の運用については様々な不祥事が報告されており、専門職後見人もその例外ではありません。特に任意後見制度関連では、任意代理契約及び任意後見契約に多く見られています。報告されている多くの問題は、任意代理契約の曖昧さ、任意後見契約の曖昧さにあります。これらは任意代理契約自体が公正証書でなくても契約を締結することが可能なことや、任意後見契約については、本人の判断能力を適確に判断していないことから、知らず知らずのうちに本人の権利を侵害している場合があります、慎重な対応を要するものです。

このことから、当会では具体的な取り扱いとして、会員がおこなう任意代理契約については、不適切な対応とならないよう任意後見契約や法定後見制度への移行を促しています。任意後見契約を締結する場合には、本人の判断能力や契約内容等について、事前に権利擁護センターぱあとなあ北海道に報告することで、契約当事者（本人及び受任する当会会員）とぱあとなあ北海道がその内容を共有し、本人の権利擁護のために、安心感を提供できるようにしています。

関係機関の皆様におかれましては、当会会員がおこなう任意代理契約の対応についてご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡、ご相談をいただけますようお願いいたします。

連絡先

公益社団法人北海道社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ北海道
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2. 7 4階
TEL (011) 213-1313
FAX (011) 213-1314
Mail info@hokkaido-csw.or.jp

任意代理契約のこのような点に注意が必要です

1. 任意代理契約の問題点

- 契約内容について、公正証書などによる担保がされない点。
- 第三者の監視等、チェック機能のない中で、任意代理人独自の判断で身上監護や財産管理が行われ、事例が潜在化してしまうおそれがある点。
- 契約内容によっては包括的な契約内容となるおそれがある点。

2. 想定される具体的問題について

- クライアントが法定後見申立て相当の判断力の低下がある中でも契約が交わされる。
- クライアントの判断能力に変化が生じた場合に、法定後見につなぐなど、適切な対応がとられない。
- 「日常生活自立支援事業」など本来活用すべき制度が検討・活用されないまま、預貯金が取り扱われる。
- 任意代理人の意のままに、不適切な利用料金や報酬設定での契約となる。
- 身上保護が適切に行われず、濫用行為が生じる。
- 横領の余地を生む。

以上